

3. 參考資料

BEPSプロジェクト参加国(2016.6まで)

BEPS正式メンバー国 46カ国		Participant 全会合に出席 コミット・議決権なし	Invitee 個々の会合ごとに アドホックに出席 コミット・議決権なし	
OECD加盟国	OECD非加盟国 = BEPS Associate 全会合に出席、コミット・議決権あり			
<p> <u>オーストラリア</u> <u>カナダ</u> <u>フランス</u> <u>○ドイツ</u> <u>○イタリア</u> <u>◎日本</u> <u>●英国</u> <u>○米国</u> 韓国 メキシコ トルコ </p>	<p style="text-align: center; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid #00AEEF; border-radius: 10px; display: inline-block; padding: 5px;">G20メンバー</p> <p> <u>アルゼンチン</u> <u>ブラジル</u> <u>中国</u> <u>インドネシア</u> <u>インド</u> <u>ロシア</u> <u>サウジアラビア</u> <u>南アフリカ</u> </p>		<p> マレーシア シンガポール ウルグアイ </p>	<p> アルバニア アゼルバイジャン バングラデシュ クロアチア ジョージア ジャマイカ ケニア モロッコ ナイジェリア ペルー フィリピン セネガル チュニジア ベトナム </p>
<p> ニュージーランド チリ <u>ノルウェー</u> アイスランド イスラエル <u>オランダ</u> ベルギー <u>ルクセンブルク</u> フィンランド <u>スウェーデン</u> オーストリア <u>デンマーク</u> <u>スペイン</u> <u>ポルトガル</u> ギリシャ <u>アイルランド</u> チェコ <u>ハンガリー</u> ポーランド <u>スロヴァキア</u> エストニア <u>スロベニア</u> <u>スイス</u> </p>	<p> コロンビア ラトビア コスタリカ リトアニア </p> <p style="text-align: right; font-size: 2em;">}</p> <p style="text-align: right;">OECD加盟申請中</p>			
計 34カ国	計 12カ国		計 3カ国	計 14カ国

注: 下線はCFAビューロプラスメンバーを、◎は議長国を、●は議長代理国を、○は副議長国をそれぞれさす。

BEPS実施フェーズ(Inclusive framework on BEPS)参加国・地域(2016.7～)

正式メンバー国・地域 85カ国

Invitee

2017年1月までに、
正式に参加するかを決定

OECD加盟国

OECD非加盟国 = BEPS Associate

従来から参加していた国

京都会合および会合後に参加した国・地域

オーストラリア
ドイツ
●英国
メキシコ

カナダ
イタリア
米国
トルコ

フランス
◎日本
韓国

アルゼンチン
インド
インドネシア
サウジアラビア
南アフリカ

ブラジル
●中国
ロシア

G20メンバー

ニュージーランド
ノルウェー
イスラエル
ベルギー
フィンランド
オーストリア
スペイン
ギリシャ
チェコ
ポーランド
エストニア
スイス

チリ
アイスランド
オランダ
ルクセンブルク
スウェーデン
デンマーク
ポルトガル
アイルランド
ハンガリー
スロヴァキア
スロベニア
ラトビア

計 35カ国

コロンビア
リトアニア
コスタリカ

OECD加盟申請中

計 11カ国

【京都会合で参加】

アルバ
ベナン
ブルガリア
カメルーン
クロアチア
コンゴ民主共和国
エリトリア
ジョージア
ハイチ
マン島
ケニア
リヒテンシュタイン
モナコ
パキスタン
パラグアイ
サンマリノ
シエラレオネ
スリランカ
【京都会合後に参加】
アンゴラ
ジャマイカ

バングラデシュ
ブルネイ
ブルキナファソ
コンゴ
キュラソー
エジプト
ガボン
ガーンジー
香港
ジャージー
リベリア
マルタ
ナイジェリア
パプアニューギニア
ルーマニア
●セネガル
シンガポール
ウルグアイ

セーシェル

計 39カ国

アンドラ
カンボジア
コートジボワール
ギニアビサウ
ガイアナ
マカオ
マダガスカル
マレーシア
モーリタニア
モーリシャス
ミャンマー
パナマ
ペルー
サントメ・プリンシペ
タイ
トーゴ
アラブ首長国連邦
ベトナム
ザンビア

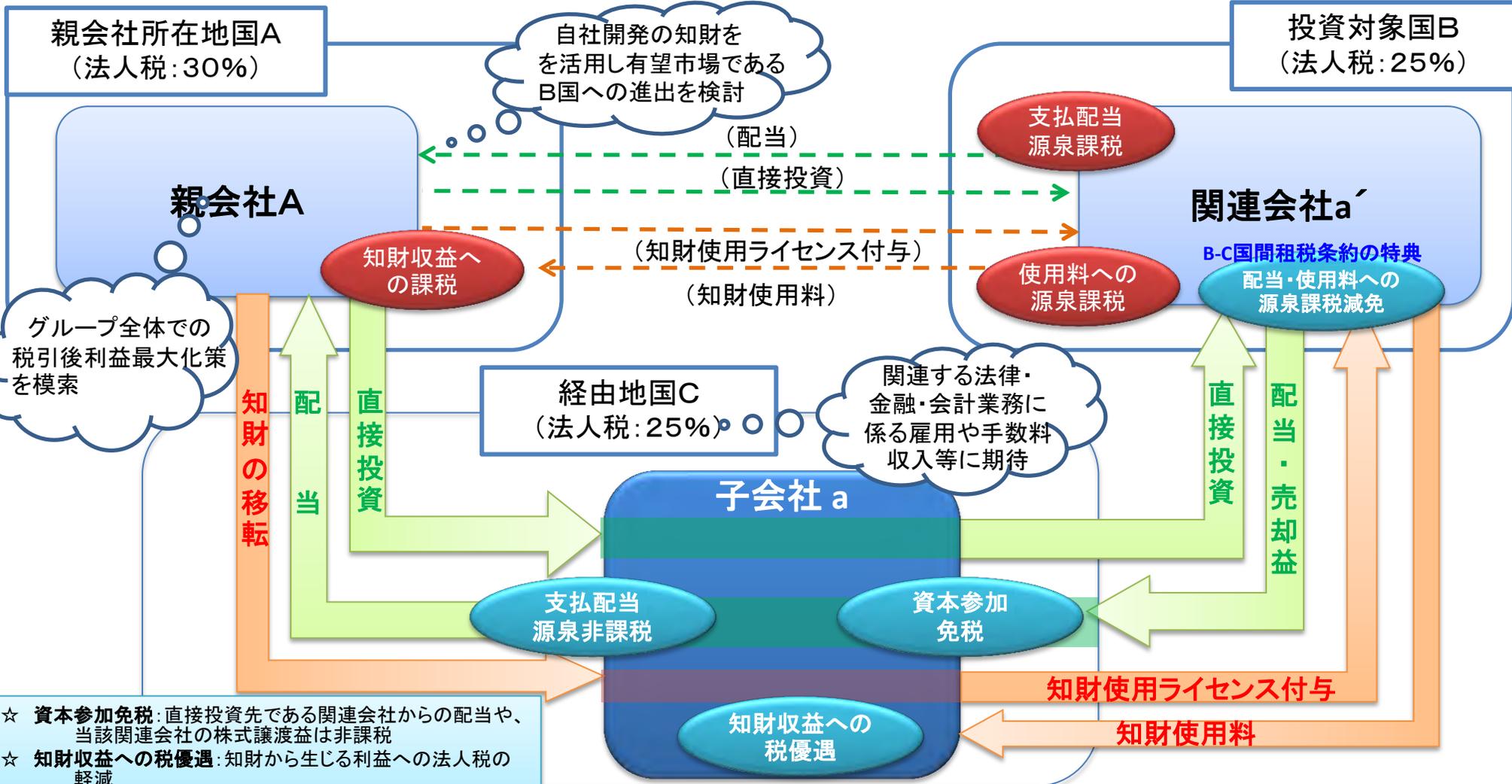
計 19カ国

注1: BEPS正式メンバー国・地域は、対等な立場(equal footing)で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。ただし、新たに加わった途上国が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。

注2: 下線はBEPS包摂的枠組み運営会合メンバーの出身国を、◎は議長出身国を、●は議長代理出身国をそれぞれさす。

第三国を経由した導管投資のイメージ

- 近年、クロスボーダー直接投資が増加している背景には、「実質的な経済活動とは関係の薄い第三国」を導管のように経由する取引の拡大が貢献している可能性。
- 直投経由地となる第三国は、法人税の表面税率だけを見れば決して軽・無課税国ではない場合もあるが、様々な税制を組み合わせることで、第三国を経由しない場合に比べ企業・投資家の実質的な税負担を相当程度軽減。



- ☆ **資本参加免税**: 直接投資先である関連会社からの配当や、当該関連会社の株式譲渡益は非課税
- ☆ **知財収益への税優遇**: 知財から生じる利益への法人税の軽減
- ☆ **支払配当源泉非課税**: 自国から非居住者に支払われる配当に対する課税無し

BEPSプロジェクトの包括的(holistic)アプローチ

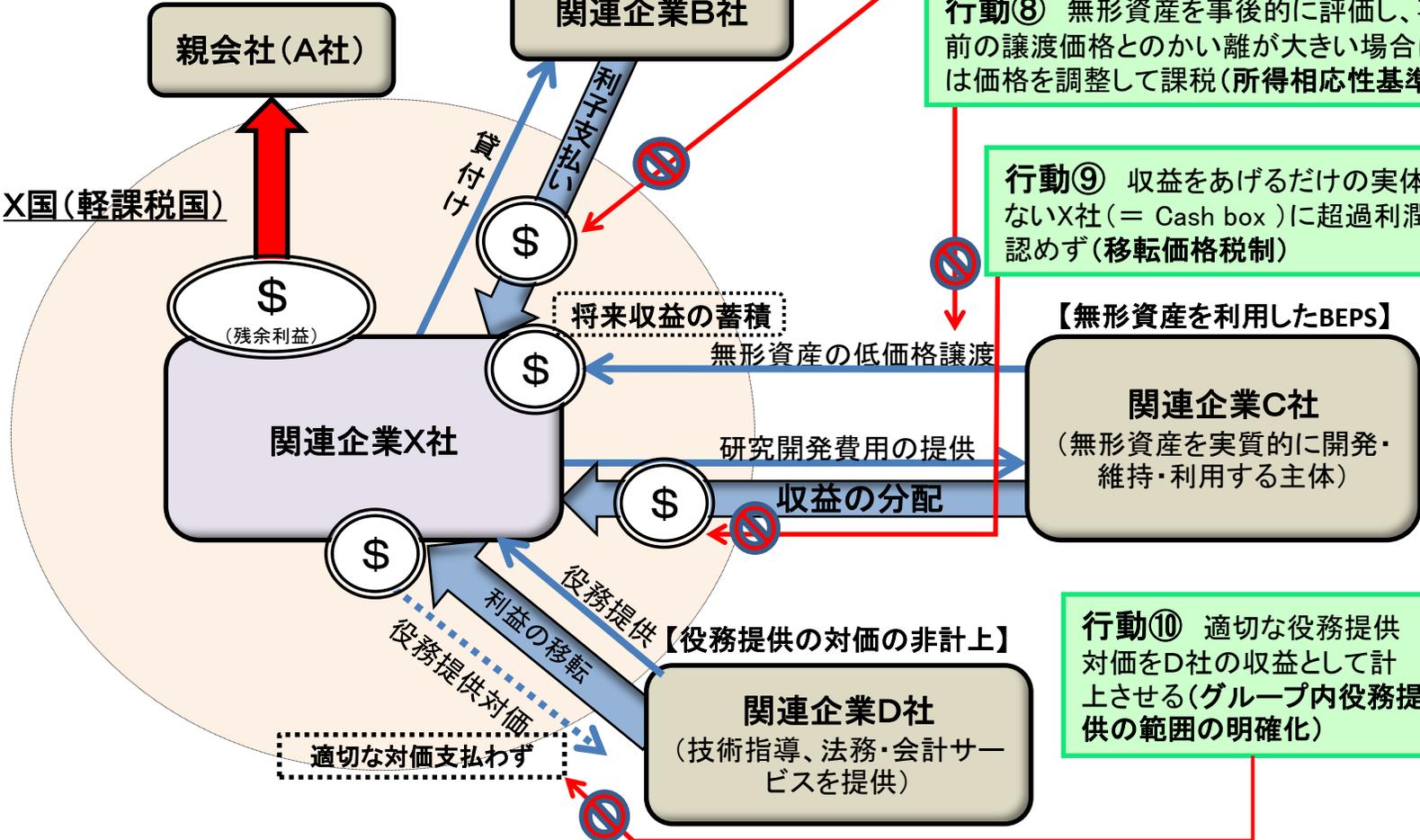
- 軽課税国に所在する関連企業(X社)が無形資産や資金を所有し、ロイヤルティ収入や資金提供の対価等、他の関連企業から多額の超過利潤を得る等のBEPSに対し、BEPSプロジェクトでは以下の様な包括的アプローチにより対応している。
- 過大支払利子税制(行動4)、移転価格税制(行動8-10)等で、軽課税国所在子会社への利益移転を防止。残余利益にはCFC税制(行動3)適用。

A国

行動③

X社の所得をA社の所得に合算して課税
(外国子会社合算税制)

【軽課税の子会社を利用したBEPS全体】



行動④ B社による支払利子の過大な損金算入を制限
(過大支払利子税制)

行動⑧ 無形資産を事後的に評価し、事前の譲渡価格とのかい離が大きい場合には価格を調整して課税(所得相応性基準)

行動⑨ 収益をあげるだけの実体のないX社(= Cash box)に超過利潤を認めず(移転価格税制)

【無形資産を利用したBEPS】

関連企業C社
(無形資産を実質的に開発・維持・利用する主体)

行動⑩ 適切な役務提供対価をD社の収益として計上させる(グループ内役務提供の範囲の明確化)

行動⑫ 租税回避スキームの税務当局への報告義務

行動⑬ 多国籍企業グループの活動実態の報告義務(移転価格税制に係る文書化)
⇒28年度改正で対応済み

各国
税務当局

行動⑭ 紛争解決手続きの効果的実施
⇒日本は最低基準を達成済み

行動⑮ 多数国間協定による条約改定の迅速な実施
⇒現在、協定交渉中